

吹田市立保育所等大規模改修工事に係る仮設トイレ等賃貸借業務
仕様書

1 業務名

吹田市立保育所等大規模改修工事に係る仮設トイレ等賃貸借業務

2 業務場所

- (1) 吹田市立垂水保育園（吹田市垂水町1丁目6番9号）
- (2) 吹田市立南千里保育園（吹田市桃山台1丁目4番1号）

3 業務内容

仮設トイレの賃貸借及び当該賃貸借物件の設置及び撤去を行う業務

4 期間

(1) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(2) 賃貸借期間

ア 吹田市立垂水保育園

令和7年11月中旬から令和7年12月下旬ごろ（計50日間）

イ 吹田市立南千里保育園

令和7年12月下旬から令和8年2月下旬ごろ（計60日間）

※ 上記期間に使用できるように設置し、大規模改修工事終了後速やかに撤去すること。なお、設置日については2週間前までに本市より指示する。

5 設置物件

(1) 吹田市立垂水保育園

大人用洋式便器（水洗式・手洗付・不燃タイプ） 1基

(2) 吹田市立南千里保育園

大人用洋式便器（水洗式・手洗付・不燃タイプ） 2基

※ 設置位置は別図参照。

6 機器等ほか仕様

(1) 吹田市立垂水保育園

ア 仮設トイレは洋式及び水洗式、手洗付（フロアラインより槽天端まで1,000mm、蛇口はレバーハンドル）とすること。

イ 仮設トイレの汚水は既存桤に放流すること。（隙間は穴あけ加工付蓋（切り欠き）等にて閉塞）

- ウ 延焼ラインに干渉する恐れがあるため、設置するトイレブースは考慮すること。
- エ 周りが住宅街のため、トイレとわかりにくいようにすること。
- オ 仮設の設置及び撤去時における給水配管（約 40m）、排水配管（約 20m）及び電気配線（約 40m）の工事を含むこと。また、排水配管において、人が通れるように配管養生を行うこと。（耐荷重 150kg を満たすこと。）
- カ 保育園敷地内車両進入不可とする。（小運搬約 60m）

(2) 吹田市立南千里保育園

- ア 仮設トイレは全て洋式、水洗式とし、大人用については手洗付（フロアラインより槽天端まで 1,000mm、蛇口はレバーハンドル）とすること。
- イ 仮設トイレの汚水は既存桝に放流すること。（隙間は穴あけ加工付蓋（切り欠き）等にて閉塞）
- ウ 仮設トイレの設置及び撤去時における給水配管（約 20m）、排水配管（約 20m）及び電気配線（約 40m）の工事を含むこと。
- エ 延焼ラインに干渉する恐れがあるため、設置するトイレブースは考慮すること。
- オ 保育園敷地内への車両進入不可（軽トラックは可）とする。（小運搬約 20m）

(3) 共通

- ア 夜間も使用するため、各ブース内に照明設備及びスイッチを設置すること。（ELB 付）
- イ 給排水管及び電線は、園児等が進入しないように養生すること。（仮設材等）
- ウ 転倒防止措置を講じること。
- エ 台風等の自然災害時には、賃貸借物件等の流出・倒壊等の事前防止策を講じるとともに、被害が生じた場合は、速やかに復旧すること。
- オ トイレットペーパーは各園で用意する。
- カ 仮設トイレの設置及び撤去等で排出した産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 条）」等の関係法令を遵守し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

7 検査

納入時、園職員または保育幼稚園室職員（またはその両方）立合いのもとに次の検査を行う。また、以下の検査において、適合しないものについては無償で取り替えるものとする。

- (1) 外観検査
- (2) 付属品検査
- (3) 性能（機能）検査
- (4) その他必要な検査

8 留意事項

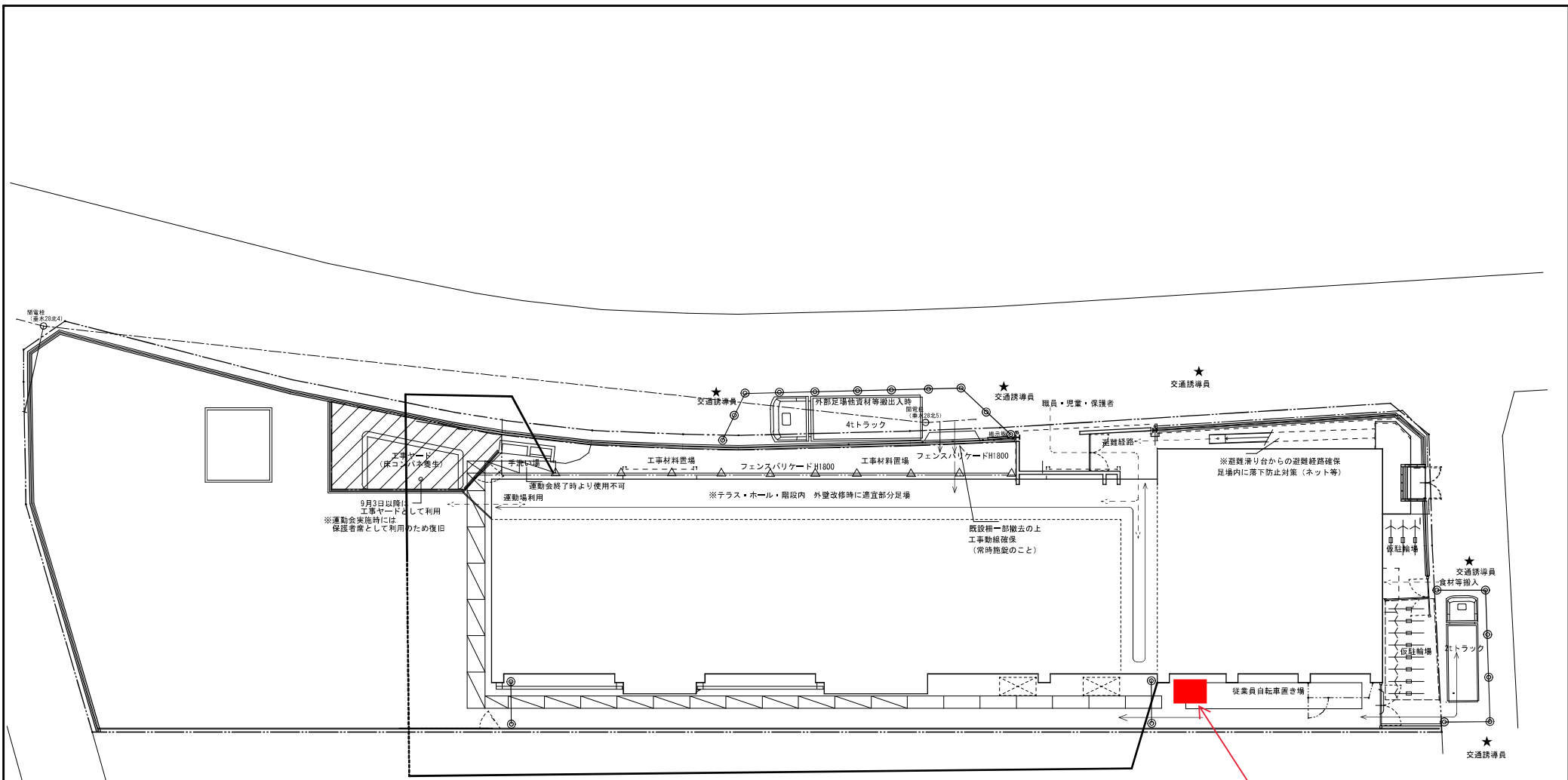
- (1) 業務実施にあたっては、関係者と協議し、事故等が生じないよう十分な安全対策を講ずること。また、実施日については各園及び保育幼稚園室と協議の上、決定すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、園の運営に支障をきたすことのないよう十分注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、受注者の負担において解決及び復旧を行うこと。
- (3) 設置及び撤去にあたりシックハウス症候群の原因となるようなホルムアルデヒド・揮発性有機化合物を含む塗料及び接着剤等の材料の使用は避けること。
- (4) 業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図ること。
- (5) 本業務の実施に係る官公庁等への申請、届出等は全て受注者の責任において行い、その費用の一切を受注者の負担とする。（道路使用許可等）
- (6) 本業務で知り得た事項及び関連資料を当該業務に係るもの以外に漏洩してはならない。
- (7) 本業務を行うに当たり、事前に以下の書類を提出し、保育幼稚園室の承認を得ること。
 - ア 工程表
 - イ 緊急連絡網
 - ウ 工事車両証
 - エ 臨時火器使用承諾書
- (8) 積算する上で必要な場合は事前に各園に連絡したうえで、事前調査を行うこと。
- (9) その他疑義が生じた場合、速やかに施設管理担当者等と協議すること。

9 保証

- (1) 保証期間は、設置から撤去完了までとする。また、設計不良及び材質不良等による不都合な箇所を発見の際は、無償にて取替え又は修繕を行うこと。
- (2) 設置期間、賃貸借期間及び撤去期間中に受注者の瑕疵による損害が発生した場合には、受注者は受注者の負担により即時に修繕や賠償等の対応をすること。
また、その場合、各園及び保育幼稚園室への連絡を密に行うこと。
- (3) 第三者等に対する施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険（保証 10 億円以上）を付すとともに、その証券等の写しを提出すること。

10 本業務に関する問合せ先

吹田市役所 児童部 保育幼稚園室
総務グループ 施設管理・園務改善担当
TEL：06-6384-1541 FAX：06-6384-2105
Mail：hoiku_somu@city.suita.osaka.jp

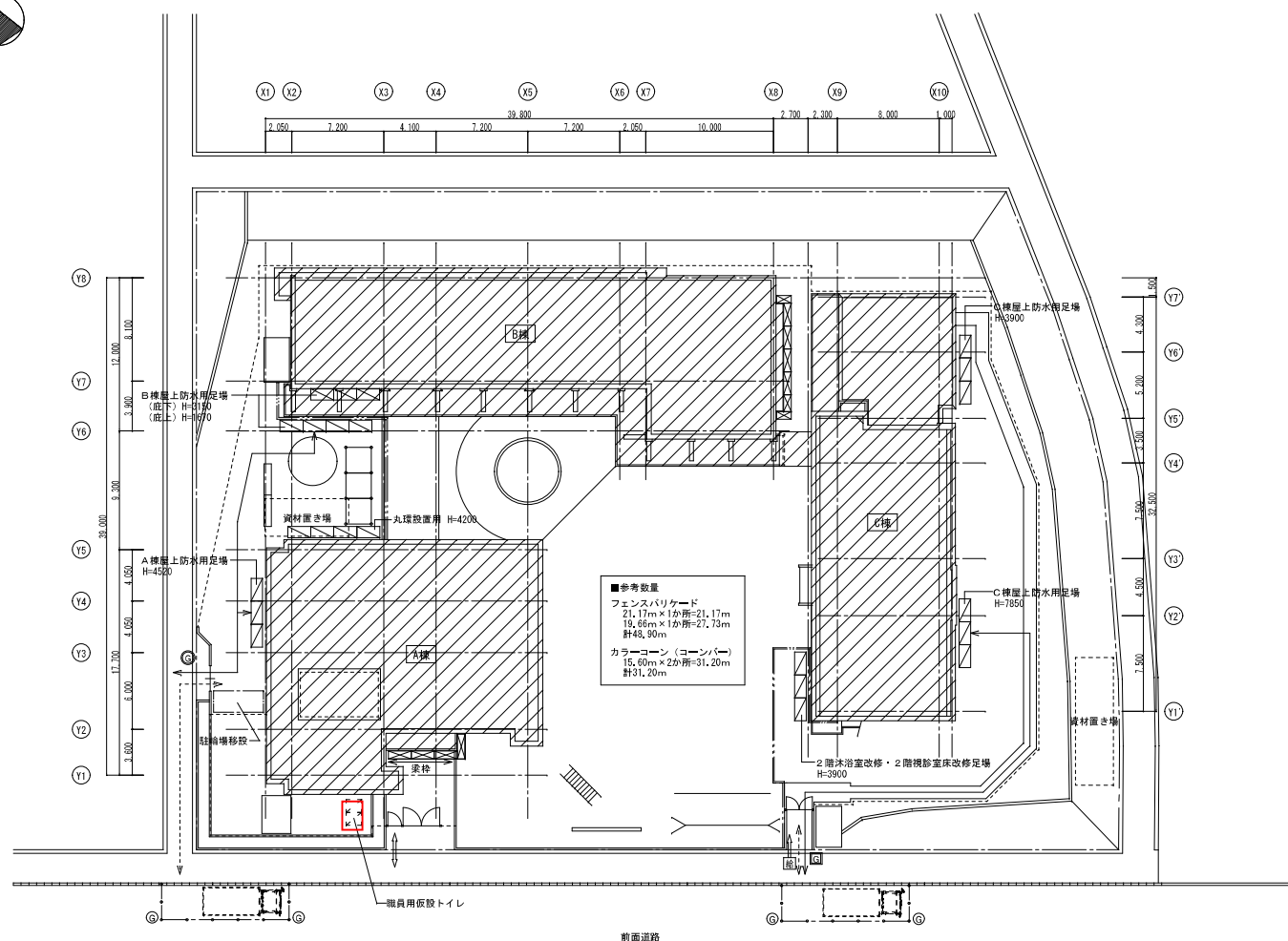


外部作業B 10月24日～1月中旬まで

仮設トイレ設置予定場所

工事名	吹田市立垂水保育園改修工事（建築工事）		
図面名	外部仮設計画②後半工期	縮尺	1/100
元請者		図面	A-10
		番号	24
令和 7 年 7 月			

工程⑤～⑦



配置図 兼 仮設計画図

工事名	吹田市立南千里保育園改修工事（建築工事）		
図面名	外部仮設計画図-3（参考）	縮尺	1/200
設計		図面番号	A-12
	令和7年1月		48